



国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32) 8895

栃木年金事務所
☎0282 (22) 4131

国民年金保険料追納制度

追納制度とは、保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間について、後から納付することができる制度です。

保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間があると、全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納制度を利用すれば、納付した期間の保険料は「全額納付」として算定されるので、将来受け取る年金額を全額納付した場合の金額に近づけることができます。

また、納めた国民年金の保険料は、確定申告の際に全額社会保険料控除の対象になります。

ただし、追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除・納付猶予期間に限られています。

(例) 平成24(2012)年7月分の免除を受けている場合は、令和4年7月末までに納付する必要があります。

追納についての注意事項

- ・追納は、免除・納付猶予の承認を受けた期間のうち古いものから申請してください。
- ・保険料の免除・納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた期間に応じた加算額が上乘せされますので、お早めの追納をお勧めします。
- ・老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。



間があります。

主な合算対象期間は次のとおりです。ただし、※を除き20歳以上60歳未満の期間に限ります。

昭和61年4月1日以後の期間

- ・日本人であって、海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間
- ・平成3年3月までの学生(夜間・通信制を除き、年金法上に規定された各種学校を含む)であって国民年金に任意加入しなかった期間

・国民年金に任意加入したが、保険料が未納となっている期間

昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間

- ・厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間

基礎年金番号通知書の再交付

年金手帳や基礎年金番号通知書を紛失・破損したときは、被保険者または被保険者であった人が申請することで、再交付を受けることができます。ただし、年金手帳は令和4年3月末で廃止されたため、代わりに基礎年金番号通知書が発行されます。

■申し込み・問い合わせ先

国民年金第1号被保険者
または任意加入被保険者

市民課または年金事務所
※市民課で申し込む場合、1か月～1か月半ほどかかります。お急ぎの場合は、年金事務所での申し込みをお勧めします。

厚生年金被保険者

勤務する事業所または事業所の所在地を管轄する年金事務所
厚生年金に加入している配偶者に扶養されている方(国民年金第3号被保険者)

配偶者の勤務する事務所の所在地を管轄する年金事務所

・昭和36年5月1日以降に日本国籍取得または永住許可を受けた方の海外在住期間のうち、取得または許可前の期間

- ・学生(夜間・通信制、各種学校を除く)であって国民年金に任意加入しなかった期間
- ・厚生年金保険、船員保険の脱退手当金を受けた期間※(昭和61年4月から65歳に達する日の前日までの間に免除期間を含む保険料納付済期間がある人に限る)

このほかにも、合算対象期間となる期間があります。

まずは相談を!

合算対象期間は年金の未加入期間となっており、日本年金機構にはその記録が残されていないため、ご本人の申し出に基づき調査する必要があります。

まずはご相談ください。

合算対象期間

合算対象期間とは、老齢基礎年金を受け取るために必要となる年金加入期間(未納期間を除き、原則120月)としてみなされる期間のことをいいます。

年金を受給するためには、原則として、保険料を納付した期間と免除・納付猶予された期間を合算して10年間の年金加入期間が必要です。

しかし、これまでの年金制度の変遷の中で、国民年金に任意加入しなかったり、国民年金の被保険者の対象となっていなかったりしたことなどにより、10年を満たさない場合があります。

そこで、そのような方も年金を受給できるよう、合算対象期